

いわて暮らしの文化特別知事表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、いわて暮らしの文化特別知事表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2 表彰は、長年にわたる県民の日常生活に密着した文化的・芸術的な活動を通じ、岩手ならではの文化の創造に貢献するとともに、本県の文化芸術の魅力を県内外に広く発信してきた次のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 県民の日常生活に密着した文化芸術に関する活動を通じ、本県の文化芸術振興の牽引役となり、その功績が顕著である者
- (2) 県民が日常的に文化芸術に親しめる「場」の提供等を通じ、文化芸術の裾野の拡大に関し、その功績が顕著である者
- (3) 県民の日常生活に密接に関連する経済活動の中で、岩手ならではの文化の創造に貢献することに関し、その功績が顕著である者

(選考)

第3 文化スポーツ部長（以下「部長」という。）は、被表彰候補者について、いわて暮らしの文化特別知事表彰選考委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(被表彰者の決定)

第4 知事は、委員会の議を経て、被表彰者を決定するものとする。

2 部長は、前項の決定の結果を被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5 表彰は、表彰式において、被表彰者に対して表彰状及び賞金又は記念品を授与して行うものとする。

(補則)

第6 この要綱の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。